

令和 7（2025）年度
燃料電池商用車燃料費補助金
交付要領

令和 7（2025）年 4 月
愛知県

目 次

- 1 補助金の概要
- 2 補助対象事業者
- 3 補助対象経費
- 4 補助金額・補助上限額
- 5 補助事業の流れ
- 6 受付期間
- 7 交付申請書兼請求書の作成方法
- 8 交付申請書兼請求書の提出
- 9 交付決定・交付
- 10 補助対象事業者の責務
- 11 問い合わせ先

附則

1 補助金の概要

燃料電池小型トラック、燃料電池大型トラック及び燃料電池バス(以下「燃料電池商用車」という。)の普及及び水素利用の拡大に寄与することを目的に、燃料電池商用車に充填を受けた水素燃料の購入に要する経費を補助する。

2 補助対象事業者

国及び県を除いた以下の(1)、(2)、(3)をともに満たす者とする。

- (1) 燃料電池商用車を導入し、運用すること。
- (2) (1)の燃料電池商用車の自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が愛知県内にあること。
- (3) 次のいずれかに該当すること。
 - ・当該自動車に係る自動車検査証に事業用であることが記載されている燃料電池商用車を導入する場合は、旅客・貨物運送事業者及び市町村等。
 - ・当該自動車に係る自動車検査証に自家用であることが記載されている燃料電池商用車を導入する場合は、当該車両を業務に使用する者。
 - ・これらに準ずる者として知事が認定した者。

3 補助対象経費

以下の経費を対象とする。

対象経費	備 考
燃料電池商用車の運用に係る水素燃料購入費	補助対象事業者自らが運営する水素ステーションで充填したものは対象外とする。

4 補助金額・補助上限額

補助単価に燃料電池商用車に充填を受けた水素重量 (kg) を乗じて得た額とする。

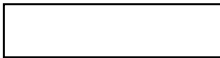
補助単価・補助上限額は以下のとおりとする。

補助単価	2 3 8 円/kg
補助上限額	1 台当たりの上限額は、車種ごとに以下のとおりとする。 ・燃料電池小型トラック： 700 千円 ・燃料電池大型トラック：1,800 千円 ・燃料電池バス：1,700 千円

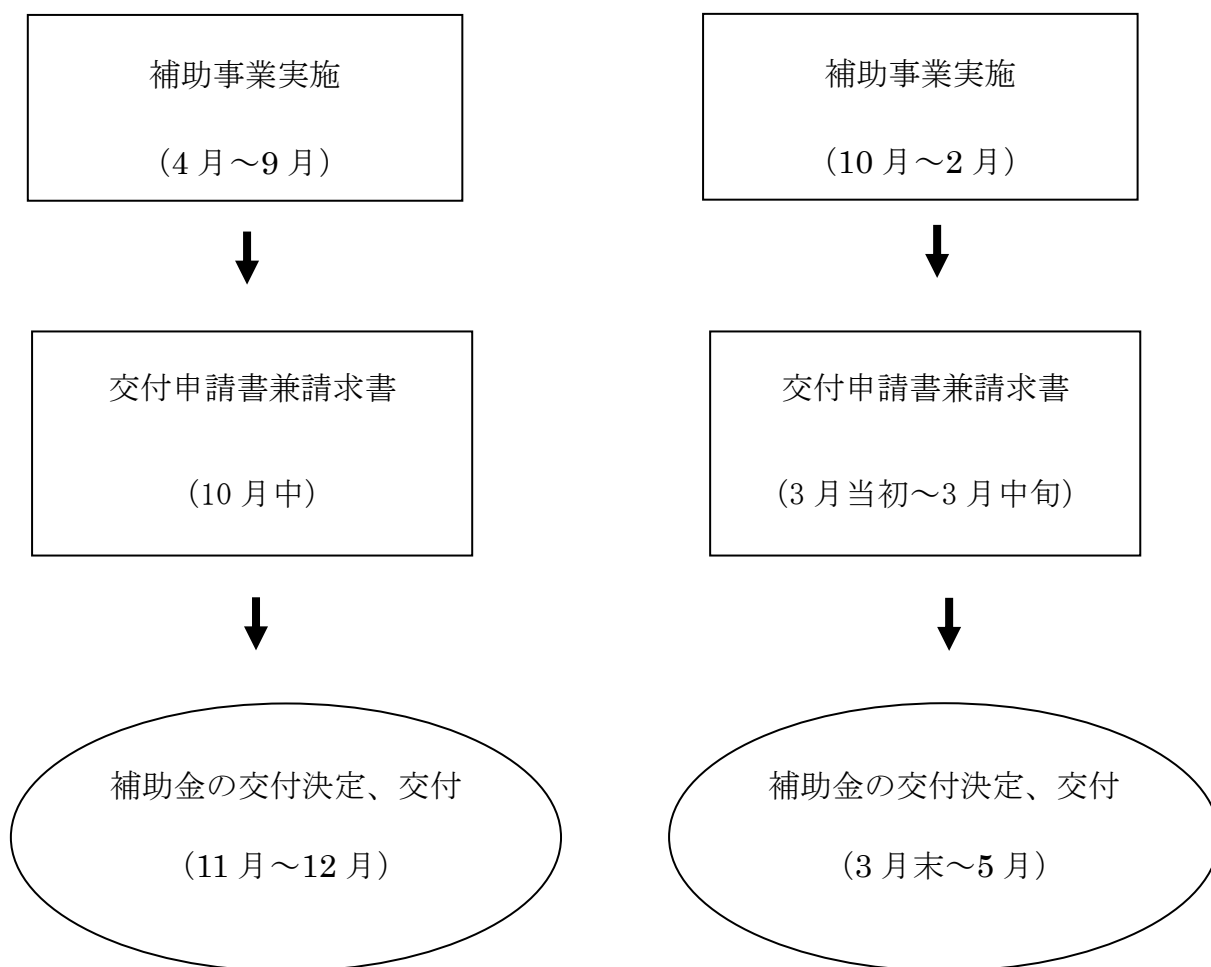
※国、市町村その他団体が実施する他の補助金等（以下「国補助等」という。）の交付を受ける場合にあつては、補助金の額は、当該補助対象事業に係る補助対象経費から他の補助金の合計額を差し引いた額を超えないものとする。

$$2\,3\,8\text{ 円/kg} \times \text{水素重量 (kg)} = \text{補助金額}$$

5 補助事業の流れ

 : 申請者、補助対象事業者
 : 愛知県

補助事業のおおよその流れは、以下のとおり。
(補助事業期間、申請等受付期間の年月日詳細は「6 受付期間」参照)



6 受付期間

交付申請書兼請求書の受付は、下記2つの期間に分けて受け付ける。

補助対象	申請受付期間
令和7（2025）年4月1日（火） から令和7（2025）年9月30日（火） までに充填した水素燃料	令和7（2025）年10月1日（水）から 令和7（2025）年10月31日（金）ま で
令和7（2025）年10月1日（水） から令和8（2026）年2月28日（土） までに充填した水素燃料	令和8（2026）年3月1日（日）から 令和8（2026）年3月19日（木）まで

7 交付申請書兼請求書の作成方法

交付申請時の提出書類は、以下のとおり。

	提出する書類
1	燃料電池商用車燃料費補助金交付申請書兼請求書（様式第1）
2	法人の場合は申請日の前3か月以内に発行された申請者の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（ただし、個人事業主及び地方公共団体の場合は除く。）
3	個人事業主の場合は申請日の前3か月以内に発行された申請者の住民票
4	個人事業主の場合は申請者の前年度所得税の確定申告書（第1表及び第2表）
5	自動車検査証記録事項
6	請求書等燃料電池商用車に充填を受けた水素重量が確認できる書類※
7	国補助等を受けている場合は決定通知書等金額が確認できる書類
8	振込先口座が分かる書類
9	その他知事が必要と認める書類

※燃料電池商用車以外に充填した水素重量が含まれた請求書等でも可。申請書兼請求書には、必ず請求書等に記載された水素重量から、燃料電池商用車以外に充填した水素重量を除いた水素重量を記入すること。

8 交付申請書兼請求書の提出

交付申請書兼請求書は、以下の県 Web ページから「あいち電子申請・届出システム」にアクセスし、提出する。

提出書類はファイルの圧縮等を行うこと。一度の申請で 10 個の圧縮ファイル（10MB 以下のファイル）が提出できる。

＜燃料電池商用車燃料費補助金 Web ページ＞

<https://www.pref.aichi.jp/site/suiso-fcv/nenryo.html>

＜燃料電池商用車燃料費補助金交付申請（電子申請システム）＞

<https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi/smart-apply/apply-procedure/9215287215835268039>

9 交付決定・交付

- （１）交付申請書兼請求書提出後、補助対象の確認を行うにあたり、必要に応じ、申請内容に関するヒアリング（電話確認又は面談）や、追加説明資料の提出依頼を行う場合がある。
- （２）交付の決定の通知は、この補助金を交付すべきものと認めた交付対象者が指定する銀行等口座への入金をもって行うものとする。
- （３）交付決定は予算の範囲内で、先着順で行う。

10 補助対象事業者の責務

本補助金の活用に際しては、以下に記載した事項のほか、愛知県補助金等交付規則を遵守すること。

- (1) 申請を取り下げの場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内とし、燃料電池商用車燃料費補助金交付申請取下届出書（様式第3）を知事に提出しなければならない。
- (2) 補助事業に関係する調査依頼など、県が実施する施策への協力を求める場合がある。
- (3) 補助金額の確定作業において、水素重量等に係る書類の確認ができない場合には、当該物件等に係る金額は補助対象外とする。
- (4) 補助事業終了後、県の監査関係者が実地検査に入ることがある。
- (5) 補助対象事業者が、愛知県補助金等交付規則等に違反する行為等（他の用途への無断流用、虚偽申請等）をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがある。

1 1 問い合わせ先

本補助金の内容等に関する質問は、以下の担当で受け付ける。

愛知県経済産業局水素社会実装推進課 水素企画グループ
メールアドレス suiso@pref.aichi.lg.jp

附則

- 1 この要領は、令和 7（2025）年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 7（2025）年度補助事業に適用する。